


所管部課	市民部課税課	部長	田村 美砂	
件名	東大和市税条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市税条例		
	部課機関	市民部納税課		
<p>1. 要旨</p> <p>総務省令の改正及び令和4年1月からの市税等の電子マネー収納開始に伴い、規則で定める様式について必要な改正を行う。</p> <p>(1) 改正する様式</p> <p>① 市民税・都民税申告書（第22号様式）</p> <p>総務省令で規定する「市町村民税道府県民税申告書」において押印欄が削除されたことに伴う「市民税・都民税申告書」の押印欄の削除その他所要の改正を行う。</p> <p>② 納税通知書（市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）及び納付書（第72号様式、第73号様式、第74号様式、第77号様式）</p> <p>新しい生活様式の確立及び納期内納付率の向上を図るため、時間場所を問わず、非接触により納付可能な電子マネーの収納を開始することとした。このことから、電子マネー収納に関する記載の追記を行う。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>① 令和4年1月1日</p> <p>② 令和4年1月4日</p> <p>(3) 影響および効果</p> <p>① 法令の改正趣旨に則った適正な事務の執行を図ることができる。</p> <p>② 市民の利便性向上を図ることができる。</p>				
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み</p>				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。